平成２１年（フ）第７９５号
奈良県生駒市東松ヶ丘２番17号
債務者　山岡　則明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番22―108号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４６号
神奈川県横須賀市長井１丁目12番15号
債務者　若月　昌弘
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４７号
神奈川県横須賀市長井１丁目12番15号
債務者　若月　千鶴
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２７２号
山口市大内御堀3777番地152
債務者　野口　智子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
山口県防府市仁井令町21番５号
債務者　富山　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
山口県防府市緑町２丁目２番15―405号　市住50棟1006号
債務者　山本　好子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
山口市古熊３丁目３番28号
債務者　永島　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５９号
和歌山県海南市名高539番地18　岩崎ビル３―301号
債務者　新井南出こと　孫　　南出
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７６０号
和歌山市小倉388番地の62
債務者　新井明美こと　鄭　　明美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７６１号
和歌山市小倉388番地の62
債務者　新井相泰こと　朴　　相泰
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１号
福岡県みやま市瀬高町太神681番地６　県営下小川団地６棟110号
債務者　中野　英徳
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
大分県臼杵市大字江無田1106番地の３
債務者　河野キミ子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６８号
大分市大字市437番地の８
債務者　河津　　一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７９８号
大分市賀来南２丁目５番18号
債務者　平山　　亨
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８０１号
大分県別府市大字北石垣1821番地の２　レジデンス聖102号
債務者　石橋　　文（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８０４号
大分市大字小池原819番地の２市営１Ａ１―30
債務者　小牧　昌美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９３号
宮崎県えびの市大字上江346番地
債務者　杉元　好広（旧姓東原）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部